

戦後教育の立脚点を根本から覆し、教育への政治支配を強化する
教育委員会制度の改悪に反対します

全日本教職員組合（全教）

書記長 今谷 賢二

1. 11月27日、中央教育審議会教育制度分科会（第38回）が開催され、事務局が提示した「今後の地方教育行政の在り方について（答申案）」（以下、答申案）が審議され、11月29日に開催された第87回中央教育審議会総会にも示されました。今後、教育制度分科会で検討を重ね、答申となる予定です。

示された答申案は、地方教育行政にかかわる権限を基本的に首長に移行すること、地方教育行政への国の関与を強化することなど、行政権力による不当な支配を禁じてきた戦後の教育行政の在り方について根本的転換を迫るものとなっています。さらには、教育内容や教科書の採択にかかわっても教育委員会の権限を強化するなど、総じて国民の教育権を否定し、不当な支配を強化するものとなっています。

安倍自公政権は、今、多くの国民の声を無視して秘密保護法を強行採決するなど日本を戦争する国へとつくり変えるため暴走しています。今度の答申案も教育をそうした国家目的遂行のための道具につくり変えようとするものであり、断じて容認できないものです。

2. 答申案は、教育再生実行会議の第二次提言にもとづいて、戦後の教育委員会制度の課題が「責任の不明確」であり、「児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じる中で顕在化」、「国民の信頼を維持するためには、制度の抜本的な改革が不可欠」としています。

教育委員会制度については、教育長を首長のもとで事務を執行する補助機関とし、任命だけでなく罷免までも首長の権限とすること、教育委員会を残すものの首長の付属機関とし、首長の定める大綱的な方針や教育長が定める施策の審議、首長・教育長に対する勧告やチェックなどを行うものとし、首長が教育行政に関する大きな権限を持つものとなっています。

国と地方教育行政との関係のあり方については、教育委員会や学校が「当事者として防衛的になる」「地方の教育行政部局が自らの力で問題を是正できない状況が続くことがある」などを口実に、地方自治法上の規定をも超えて、国が「公教育の責任を果たせるようにすることが大切」「その権限を明記」として教育を国が統制できるようにすることを求めています。こうしたやり方は、教育、ひいては子どもたちの成長や発達を国家目的に従属させるものであり、国民主権、地方自治など憲法の諸条項にも反するものです。また、教員評価制度や優秀教員表彰のいっそうの推進など、学校の協力体制を破壊する諸制度をすすめ、本来学校や教育の主体となるべきPTAや自治会を「活用する」と協力機関に位置づけていること、事務機能の強化を口実に事務の共同実施をすすめようとしているなど、教育条件整備における国の責任を回避し、学校や地域に負担を押しつけるものです。

以上のように、答申案は、総じて国が「口は出すが、金は出さない」ものでナショナルミニマムにおける国の責任を放棄し、教育への不当な支配は強化するものとなっています。

3. しかし、そもそも公選制だった教育委員会を首長の任命に変え、学習指導要領や「日の丸・君が代」の現場への押しつけ、学校の協力体制を壊す教員評価制度など、地方教育行政や学校の自主性を奪い上意下達のしくみに変えてきたのは、歴代自民政権の教育政策そのものです。

こうしたもとの、子どもや保護者の声を尊重した教育ではなく、国の意向を第一とする教育、憲法の理念を否定する教育へと変えてきたことが、子どもや保護者・国民の学校や教育への信頼を奪うものとなってきたのです。今回の答申案作成にあたっての関係団体のヒアリングにおいても日本PTA全国協議会は、「児童や生徒の確実な学力向上といじめのない学校づくりを実現するため、教育行政に保護者・地域住民の意向を直接反映でき、子どもの育成に関わる部局ともより連携しやすい改革を早急に進めたい」と求めています。今回の答申案は、こうした保護者や国民の願いに応えるばかりか逆行するものとなっています。

大津市のいじめ自殺事件での第三者調査委員会の提言も、市民の批判は「隠蔽体質」の一点にあったとし、その「隠蔽体質」の背景には「上級機関（文部科学省一県教育委員会）への数値報告が求められ」「成果主義に陥っている」「もっと自由に物が言え、自由に語り合える場が保障されているならば、もっと子どもに向き合った教育活動が期待できる」と指摘しています。

中央教育審議会は、教育委員会を首長部局から独立した執行機関として存置し、子どもや保護者・国民の願いに応える地方教育行政とするよう答申すべきです。

全教は、「教え子を再び戦場に送らない」との戦後教育の原点に立って、憲法や子どもの権利条約にもとづき、地方教育行政がこれまで以上に、国民主権、地方自治の原則を尊重し、教育を受ける権利が保障されるものとなるよう答申案を根本的に見直すことを強く求めるものです。

以 上